秋田県告示第434号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年秋田県条例第75号)第10条の規定により、平成27年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成28年7月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数 432件 (うち、内容の変更を伴う協議件数 52件)
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数 432件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数 432件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

+	<u> </u>				
	県外産業廃棄物の種類	搬	入 量	(トン)
		最終処分	中間処理	再生利用	合 計
	燃え殻	15	7, 689	-	7, 704
	汚泥	9, 291	9, 223	944	19, 458
	廃油	_	19, 418	298	19, 717
	廃酸		9, 557	l	9, 557
	廃アルカリ		11, 687	l	11, 687
	廃プラスチック類	35	48, 487	72	48, 593
	金属くず		20	l	20
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1	530	1,689	2, 219
	鉱さい		61	l	61
	がれき類		Ī	l	-
	ばいじん	18	10, 765	l	10, 783
	紙くず		Ī	l	-
	木くず	1	152	ı	152
	動植物性残さ	_	618	ı	618
	動物の死体		Ī	l	-
	廃PCB等		4, 986	l	4, 986
	混合物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く	5, 437	48, 221		53, 657
	ず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶				
	磁器くず、がれき類を含む。)				
	合 計	14, 795	171, 415	3,003	189, 213

- (注1)搬入量は、小数以下を四捨五入して示しているため、合計が一致しない場合がある。
- (注2)「-」は、搬入量が無いことを示す。
- 5 環境保全協力金の納入額
 - 41,808,000円
- 6 環境保全協力金の使途

産業廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。